

### 別紙 3 - 1 当事者の主張

#### 1 本件本訴の原告適格及び被告適格並びに訴えの利益の有無(争点1)

##### (被告らの主張)

原告らは、同和地区出身者であるとはいえないから、別紙書籍目録に係る請求について原告適格がない。また、被告らは、本件人物一覧の掲載に関与していないから、本件人物一覧に係る請求について被告適格がない。

原告らは、本件地域一覧に関して法律上の利害関係を明らかにしていないから、別紙書籍目録に係る請求について訴えの利益がない。

##### (原告らの主張)

いずれも争う。

#### 2 プライバシー侵害について(争点2, 5)

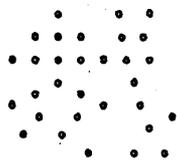
##### (原告らの主張)

現在も我が国においては同和地区出身者に対する不当な偏見や差別が存在しており、また、特定の地域が同和地区に該当するか否かは一般に知られていない事柄である。したがって、自らが同和地区出身者であることは、私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれがあり、一般人の感受性を基準にして、公開を欲しない情報であり、かつ、一般の人にいまだ知られていない情報として、プライバシー情報に当たる。

##### (1) 本件地域一覧について

ア 個人原告らの現在の本籍地(以下「現本籍」という。)又は現在の住所地(以下「現住所」という。)が掲載されている場合

本件地域一覧は、個人原告らの現本籍又は現住所を既に知っている者(本件人物一覧によってそれを知った者を含む。)に対して、個人原告らの現本籍又は現住所が同和地区であることを明ら



かにするから、個人原告らのプライバシーを侵害する。

イ 個人原告らの過去の本籍地（以下「過去本籍」という。）又は過去の住所地（以下「過去住所」という。）が掲載されている場合

本件地域一覧は、個人原告らの過去本籍又は過去住所を既に知っている者に対して、個人原告らの過去本籍又は過去住所が同和地区であることを明らかにするから、個人原告らのプライバシーを侵害する。

ウ 親族の本籍、現住所又は過去住所が掲載されている場合

本件地域一覧は、個人原告らの親族の本籍、現住所又は過去住所を既に知っている者に対して、当該地域が同和地区であることを明らかにし、さらに、その者が個人原告らと当該親族の親族関係を知っていれば、個人原告らも同和地区出身者であることを明らかにするから、個人原告らのプライバシーを侵害する。

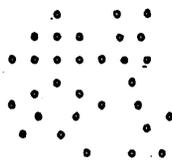
(2) 本件人物一覧について

ア 個人原告ら本人の情報が掲載されている場合

本件人物一覧には、別紙3-2のとおり、個人原告らの個人情報を掲載されているところ、原告解放同盟における役職名、住所、電話番号、勤務先、所属する私的団体、生年月日等の個人情報は、個人原告らが公開を望まないプライバシー情報に当たる。本件人物一覧は、これらの情報を、個人原告らの同意なくインターネット上で公開しているから個人原告らのプライバシーを侵害する。

イ 個人原告らの親族の情報が掲載されている場合

個人原告らの親族に関する情報であっても、個人原告らと当該親族の関係を知っている者が、当該親族が原告解放同盟の関係者であるとの記載をみれば、個人原告らも同和地区出身者であると判断されるおそれがある。また、個人原告らと当該親族が同居し



ている場合、本件人物一覧に掲載された当該親族の住所地が同和地区とみなされることによって、個人原告らも同和地区出身者であると判断されるおそれがある。そのため、個人原告らの親族に関する情報であっても、個人原告らが公開を望まないプライバシー情報に当たる。本件人物一覧は、これらの情報を、個人原告らの同意なくインターネット上で公開しているから個人原告らのプライバシーを侵害する。

ウ 本人の情報も親族の情報もいずれも掲載されていない場合

現時点では本件人物一覧に掲載がなくとも、将来的に個人原告らのプライバシー情報が掲載される具体的な危険性が生じているため、本件人物一覧は、個人原告らのプライバシーを侵害する。

(被告らの主張)

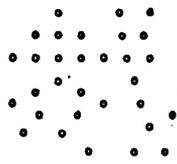
(1) 本件地域一覧について

本件地域一覧には、個人原告らに結びつくような情報が掲載されておらず、個人原告らの私的な事項が明らかにはされていない。また、同和地区の場所は現在まで何度も公開されてきた上、個人原告らの多くは自らが同和地区出身者であることを公開しているのだから、本件地域一覧は個人原告らのプライバシーを侵害するものではない。

この点はおくとしても、以下のとおり、本件地域一覧により、個人原告らが同和地区出身者であることが明らかになるとはいえず、プライバシー侵害の問題は生じない。

ア 個人原告らの現本籍又は現住所が掲載されている場合

本籍や住所は自由に変更することができるから、本件地域一覧によって、個人原告らが同和地区出身者であることが明らかになるとはいえない。



イ 個人原告らの過去本籍又は過去住所が掲載されている場合  
過去本籍や過去住所は社会通念上の出身地であるとは限らないから、本件地域一覧によって、個人原告らが同和地区出身者であることが明らかになるとはいえない。

ウ 親族の本籍、現住所又は過去住所が掲載されている場合  
個人原告らの親族が同和地区出身者であっても、個人原告らも同様であるとはいえないから、本件地域一覧によって、個人原告らが同和地区出身者であることが明らかになるとはいえない。

(2) 本件人物一覧について

ア 個人原告ら本人の情報が掲載されている場合  
本件人物一覧に掲載された情報は、個人原告らが自ら電話帳やインターネット上で公開してきた情報であり、プライバシーには当たらない。

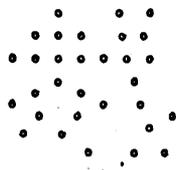
イ 個人原告らの親族の情報が掲載されている場合  
個人原告らの親族の情報が掲載されても、個人原告らが同和地区出身者であるとみなされるわけではないから、個人原告らの親族に係る情報は個人原告らのプライバシーには当たらない。

ウ 本人の情報も親族の情報もいずれも掲載されていない場合  
本件人物一覧に掲載のない個人原告らについて、具体的な掲載の危険性が生じているとはいえず、プライバシーの侵害又はそのおそれはない。

3 名誉権侵害について（争点2，5）

（原告らの主張）

現在も我が国において同和地区出身者に対する不当な偏見や差別が存在している以上、特定の人物が同和地区出身者であると公開することは、当該人物の社会的評価を低下させ、その名誉権を侵害するもの



というべきである。

そして、本件地域一覧及び本件人物一覧は、個人原告らが同和地区出身者であることを明らかにするものであるから、個人原告らの名誉権を侵害する。

また、原告解放同盟は、構成員である原告ら同和地区出身者のために活動する団体であるから、個人原告らに対する名誉権が侵害されることで、自らの有する名誉権も侵害される。

(被告らの主張)

そもそも、特定の人物が同和地区出身者であると公開されても、当該人物の社会的評価が低下するものではない。

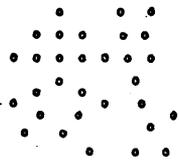
この点はおくとしても、本件地域一覧及び本件人物一覧によって、個人原告らが同和地区出身者であることが明らかになるものではない。また、個人原告らの多くは、自らが同和地区出身者であることを公開しているのであるから、本件地域一覧及び本件人物一覧によって個人原告らの名誉権が侵害されるものではない。

#### 4 差別されない権利の侵害について (争点2, 5)

(原告らの主張)

人は、社会や世間から偏見を持たれていないとすることができて初めて円滑な社会生活を営むことができるから、円滑な社会生活を営む利益を保障するためには、自分に対して、差別、すなわち一定の類型に向けられた嫌悪感や蔑視感に基づく行為が行われていないと確信を持てる環境が必要である。そこで、憲法14条1項は、国家が差別的な意図を持つ行為をしたり、差別を助長する効果のある行為をしたりしてはならないという原則を定めるとともに、個々人に差別されない権利を保障したというべきである。

本件地域一覧及び本件人物一覧は、同和地区出身者に対する差別を



助長し固定化するものであるから、個人原告らの差別されない権利を侵害する。

また、原告解放同盟は、構成員である個人原告ら同和地区出身者のために活動する団体であるから、個人原告らの差別されない権利が侵害されることで、自らの有する差別されない権利も侵害される。

(被告らの主張)

争う。本件地域一覧及び本件人物一覧は、同和地区出身者に対する差別を助長し固定化するものとはいえない。

5 原告解放同盟の業務を円滑に行う権利の侵害について(争点2, 5)

(原告らの主張)

本件地域一覧及び本件人物一覧の公開によって、原告解放同盟がこれまで行ってきた差別をなくすための活動成果が滅殺され、現在及び将来の活動に支障が生じることは明らかである。実際に、原告解放同盟は、本件への対応を余儀なくされ、通常業務の遂行に一定の支障が生じている。また、これらの公開が原因とみられる原告解放同盟に対する嫌がらせが発生しており、今後も更なる嫌がらせが生じるおそれがある。

さらに、原告解放同盟の業務は、業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益であるところ、原告解放同盟の構成員である原告らのプライバシー、名誉権等の人格権が侵害されたことで、原告解放同盟の業務も侵害されたというべきである。

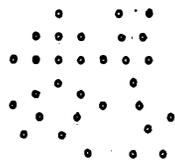
(被告らの主張)

争う。

6 削除請求権・差止請求権の存否(争点4, 7)

(原告らの主張)

(1) 被告らの行為は表現の自由の保障の埒外にあり、何らの公共性・公



益性も認められず、およそ公共の利害に関わる事実とは無縁なものである。そのため、本件には、いわゆる北方ジャーナル事件の判例（最高裁昭和56年(オ)第609号同61年6月11日大法廷判決・民集40巻4号872頁）が示したような厳格な差止め要件は適用されず、重大で回復困難な損害を被らせるおそれがあれば必要かつ十分である。

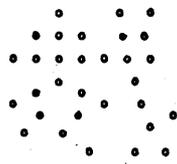
これを本件についてみるに、個人原告らは、本件地域一覧及び本件人物一覧が公開されることで、自らが同和地区出身者であることを明らかにされたため、厳しい差別や嫌がらせの危険に晒されるおそれがある。また、インターネット上の情報は半永久的に残るため、原告らに対する差別が固定化されることとなる。したがって、原告らは重大で回復困難な損害を被るおそれがあるから、本件地域一覧及び本件人物一覧の削除及び公開の差止めを求めることができるというべきである。

- (2) 被告らは、本件人物一覧を同和地区W i k i に掲載したから、同和地区W i k i に掲載された本件人物一覧（別紙ウェブサイト目録記載3(1)）について削除及び公開の差止めをすべきである。仮に、被告らが本件人物一覧を掲載したと認められなくても、被告官部は同和地区W i k i の管理者として投稿内容についての管理権限を有していたのであるから、自らの関与の有無にかかわらず本件人物一覧の削除をすべきである。

また、被告らは、本件ミラーサイトの運営に関与し、本件人物一覧を本件ミラーサイトに掲載したから、本件ミラーサイトに掲載された本件人物一覧（別紙ウェブサイト目録記載3(2)）の削除及び公開差止めをすべきである。

(被告らの主張)

- (1) 争う。「全国部落調査」は全国民が共有すべき財産であるから、何



らの公共性・公益性も認められないわけではなく、およそ公共の利害に関わる事実と無縁なものともいえない。本件地域一覧及び本件人物一覧によって、個人原告らが同和地区出身者であることが明らかになるものではなく、これにより個人原告らが差別や嫌がらせの危険に晒されるものでもない。加えて、本件地域一覧は、高い学術的価値を有する文書であり、その公開を差し止めることは、被告らの学問の自由及び表現の自由を侵害するから許されない。

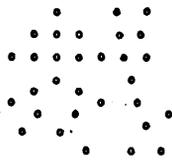
- (2) 被告らは、本件人物一覧の作成及び掲載に関与していない。また、被告宮部は同和地区W i k iの管理者ではないから、同和地区W i k iの投稿内容について削除義務を負わない。

被告らは、本件ミラーサイトの運営に関与しておらず、本件ミラーサイト記事の掲載も行っていない。

## 7 損害賠償請求権の存否（争点3，6）

（原告らの主張）

- (1) 被告らは、故意又は過失によって、本件地域一覧をその内容を含む別紙書籍目録記載の各著作物を刊行しようとしたり、本件地域一覧及び本件人物一覧をその内容を含む別紙ウェブサイト目録記載の各記事を掲載したりして、原告らの人格権を侵害したものであるから、原告らは、被告らに対し、損害賠償請求権を有するというべきである。
- (2) 仮に、被告宮部が本件人物一覧を同和地区W i k iに掲載したと認められなくても、被告宮部は同和地区W i k iの管理者として投稿内容についての管理権限を有していたのであるから、自らの関与の有無にかかわらず損害賠償責任を負うべきである。なお、被告宮部は、同和地区W i k iにおいて何ら通信の取次ぎや仲介をしていないため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）2条3号にお



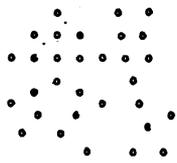
ける特定通信役務提供者に当たらないし、仮にこれに当たるとしても、被告官部は本件人物一覧の内容を熟知しており、これにより原告らの権利が侵害されていることを知っていたのであるから、同法3条に基づき免責を受ける余地はない。

- (3) 仮に、被告らが本件ミラーサイト記事を掲載したと認められなくても、本件ミラーサイトは、被告らが同和地区W i k i を開設したことによって出現したものであり、被告らの行為と本件ミラーサイト記事の掲載との間には相当因果関係があるため、被告らは自らの関与の有無にかかわらず損害賠償責任を負うべきである。

(被告らの主張)

否認ないし争う。

被告官部は、本件人物一覧の掲載に関与していない。また、被告官部は、同和地区W i k i の管理者ではないので、管理者としての損害賠償責任も負わない。仮に、被告官部が同和地区W i k i の管理者だと認められたとしても、被告官部はプロバイダ責任制限法2条3号における特定電気通信役務提供者に当たり、「当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」又は「当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」に限って損害賠償責任を負うべきところ（プロバイダ責任制限法3条1項1号、2号）、被告官部は、平成28年3月26日に本件仮処分申立て2に係る申立書の送達を受けるまで本件人物一覧が同和地区W i k i に掲載されていた事実を知らなかったのであり、また、本件人物一覧が原告らの権利を侵害することは明らかではないため、同項により免責されるべきである。



## 8 損害の有無及び額（争点8）

（原告らの主張）

慰謝料 原告らそれぞれにつき100万円

弁護士費用 原告らそれぞれにつき10万円

（被告らの主張）

否認し、争う。

## 9 被告らが原告15、承継前原告32及び原告248に関する情報をウェブページ上に公開するなどしたことが不法行為を構成するか（争点9）

（原告らの主張）

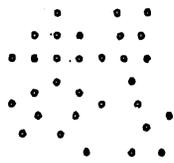
### (1) 原告15に対する行為

被告宮部は、平成28年4月8日頃、本件人物一覧に掲載された原告15の電話番号に電話を掛け、当該行為を本件ツイッターアカウント上で報告した。被告宮部は、平成29年7月頃、原告15の親族が営んでいる食肉販売店を無断で訪れ、その際の親族との問答内容をインターネット上に公開した。これらは原告15に対する嫌がらせ行為である。

被告らは、原告15が本件訴訟の第1回口頭弁論期日で行った意見陳述について「解放同盟の幹部がいかにも非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すもの」「屁理屈を並べる差別主義者である」などと記載した準備書面をインターネット上に公開したが、これは原告15の名誉権又は名誉感情を違法に侵害する。

被告宮部は、原告15の出身地の自治体名、実家の職業、現在及び過去の役職及び原告15自身が体験した差別などを記載した原告15作成の陳述書を無断でインターネット上に公開したが、これは原告15のプライバシーを侵害する。

### (2) 原告248に対する行為



被告宮部は、平成29年6月頃、原告248所有の家屋及び自動車を無断で撮影した写真を掲載した記事をインターネットで公開したが、これは原告248に対する嫌がらせ行為である。

被告宮部は、原告248の居住先の自治体名、現在及び過去の役職及び原告248自身が体験した差別などを記載した原告248作成の陳述書を無断でインターネット上に公開したが、これは原告248のプライバシーを侵害する。

(3) 原告32に対する不法行為

被告宮部は、原告32の居住先の自治体名、退職前の勤務先、現在の役職及び原告32自身が体験した部落差別などを記載した原告32作成の陳述書を無断でインターネット上に公開したが、これは原告32のプライバシーを侵害する。

被告らは、平成29年2月17日付け準備書面に、承継前原告32の住所地を訪れてみたが、土地が整地されて新興住宅地の開発が始まっていた、承継前原告32は周囲の人間が差別されているかのように言うが、電話帳に自身の住所を掲載しながら『私も部落です』と周囲に主張すること自体が、同地が部落であると広めているように思う旨記載し、承継前原告32の名誉権を侵害した。

被告宮部は、自らの本籍を原告32の住所地に転籍したが、これは原告32に対する嫌がらせ行為である。

(被告らの主張)

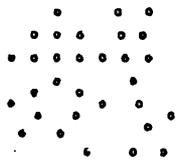
被告らの行為が原告らに対する不法行為に当たるとの主張は争う。

10 損害の有無及び額 (争点9)

(原告らの主張)

慰謝料 原告15, 32, 248それぞれにつき200万円

弁護士費用 原告15, 32, 248それぞれにつき20万円



(被告らの主張)

否認ないし争う。

1 1 原告らによる不法行為の成否 (争点10ないし15)

(被告らの主張)

(1) 被告示現舎に対する行為

別件申立人らの本件仮処分申立て1によって、被告示現舎は本件出版予定物の販売を差し止められ、その販売の機会を逸した。

(2) 被告宮部に対する行為

別件申立人らの本件仮処分申立て2によって、被告宮部は、本件地域一覧をインターネット上で公開できなくなり、同和地区出身者として自らの出身地の由来や歴史を調べる学問の自由及び表現の自由、人格権並びに差別されない権利を侵害された。

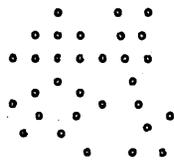
(3) 被告三品に対する行為

原告らは、被告三品の違法行為によって損害を受けた旨を何ら立証せず被告三品に対して訴え提起をしており、原告らはこのことを認識し、又は容易に認識し得たから、被告三品に対する訴え提起は違法である。

原告165は、平成29年2月10日、滋賀県で開催された自身の講演会において、本訴が係属中であることを理由にこれに出席した被告三品を違法に追い出し、フリーライターとしての業務を妨害した。

(4) 被告宮部及び被告三品に対する行為

原告解放同盟は、令和元年5月頃、各都道府県連合会に対し、被告宮部及び被告三品の顔写真を無断で使用した文書を配布したが、これは被告宮部及び被告三品の肖像権を侵害する。また、上記の文書は、被告宮部及び被告三品が部落の場所や風景等を公開した行為



を悪質な差別行為と断じており、形式的にもあたかも犯罪者に対する手配書のような体裁を取っており、上記文書の読者に対して、被告らが犯罪かそれに準じる行為を行ったかのような印象を与えるから、被告らの社会的評価を低下させ、その名誉権を侵害するものである。さらに、被告らは、出版・著述業務の一環として隣保館の職員に取材を行ってきたが、上記文書によって取材ができなくなり、その業務を妨害された。

(原告らの主張)

(1) 本案前の主張

被告らは、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、あえて本件反訴を提起したものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くため、訴権の濫用に当たり不適法であるから却下すべきである。

(2) 被告示現舎に対する行為

争う。本件仮処分申立て1が違法であることについて何らの主張立証がされていない。

(3) 被告官部に対する行為

争う。本件仮処分申立て2が違法であることについて何らの主張立証がされていない。表現の自由や学問の自由も、他の人権との調整のために内在的制約に服するのであり、被告らの主張は失当である。

(4) 被告三品に対する行為

争う。原告らは、被告三品の責任原因について主張立証をしており、違法な訴え提起ではない。

また、原告165が被告三品を講演会から追い出したものではないし、原告165が講演会からの退席を求めたことは違法ではない。



(5) 被告宮部及び被告三品に対する行為

争う。上記文書は、被告宮部及び被告三品の肖像権を侵害するものではない。また、同和地区を探訪してその写真を公開する行為は、人権侵害のおそれが高いから、これを悪質な差別行為と記載しても違法とはいえない。

1 2 損害の有無及び額（争点 1 1 ないし 1 5）

（被告らの主張）

(1) 被告示現舎に対する行為

逸失利益 1 6 0 万円

(2) 被告宮部に対する行為

慰謝料 1 6 0 万円

(3) 被告三品に対する行為

慰謝料 1 6 0 万円

(4) 被告宮部及び被告三品に対する行為

慰謝料 被告宮部及び被告三品それぞれにつき 1 0 0 万円

（原告らの主張）

否認ないし争う。